



文化的な手段、方法をもってこれに対処する必要があるかと思ふが、そういう点については法務省はどんなお考えをお持ちか、その点を伺いたいと思ふ。

○竹内(壽)政府委員 犯罪防止の方法といたしまして、あらゆる施策の総合的な推進ということがきわめて重要でございまして、ひとり刑罰の引き上げというような威嚇的な方法のみが唯一のものではないことは、私どももよく承知をいたしておりますし、また、この犯罪防遏のための環境の調整とか諸施設の整備というものは、法務省の、私どもの所管外の行政分野にもまたがる問題であると存じます。先般もそういう御趣旨の御質問を受けたのでございまして、まさにそのとおりでございます。

しかしながら、法務省という立場だけから見ても、私はかねがね考えておるのでございますが、すべて犯罪というものは、すでに発生しました場合には、これをきわめてすみやかに検挙いたしました、適正な処罰を実現する。これが将来への犯罪の予防に役立つのでございまして、これなくしては、どうにも犯罪に対処する最も良策とは言えないと思ふのでございます。現に吉展ちゃん事件のごときも、いまだに未検挙の状態になつておりますために、世の母親の心痛の種になつておりますことは御承知のとおりでございます。こういう事件は早く犯人を検挙して、適正な処罰をするということが大事でございます。しかしながら、捜査、検挙と申しましても、やはりいろいろな事情がございまして、おのずから限界があると思ふのでございます。

が、この点につきましては、検察、警察、捜査機関は全力をあげまして対処してまいりたい所存でございます。ところで、さように努力をいたしても、たとえこの種の身のしろ金を要求するような行為が、現行法のもとでは恐喝罪というふうなことで処断をされておる。これは一体恐喝的なものであるかどうかというふうな、罪の本質について犯罪学型的にこれを調べてみますと、とうていその恐喝罪というふうな範疇ではまかない切れない罪である。最も悪質なものであるといふことが学問的にも實際的にも言い得るのでございまして。そういうこともまた、法を整備していくということもまた私どもの職責であるというふうな考へるわけでございまして、犯罪防遏のためには、あらゆる施策を総合的に推し進めなければなりません。とりわけ、犯罪そのものに対する刑罰が適正な法定刑となつておるかどうかというところは、絶えず法務省という立場からいたしましては検討いたしまして、もしそれが不十分であるならば、これは十分なものに手当てをしていくといふことではなければならぬと思ふのでございまして。そのあとのほうの私どもの職責の一環といたしまして、この法律の提案を考えた次第でございまして。

○竹谷委員 吉展ちゃん事件等も未検挙になつておりますが、いまの答弁にもありましたが、犯罪の予防のためには、犯罪を的確に検挙するのことが、何と申しても予防効果に非常に大であると思ふのでございまして、昨年なども、あつた事件の類発に対処いたしまして、検察庁なりあるいは警察庁なりがどのような具体的な的確な

なる捜査のための手段あるいは施設をしたか、そしてすみやかに検挙するような方策を講じたのであるか。これがやはり予防の一番効果的な手段であろう。やたら、すぐ見つかつてつかまるのだというところになれば、非常に予防効果が大きくなるのです。具体的に捜査のための施設あるいは手段、方法等について何か新しい非常に効果的な方策を講じているかどうか、また今後そういうような点についてどういふお考えをお持ちか、お尋ねしておきたい。

○竹内(壽)政府委員 その問題につきましては、主として警察の分野に属するところによりまして、あの種の事件の検挙取り締まりの諸方策につきまして、警察のほうにおきましてもきわめて反省しなければならぬ点が多々あつたやうでありまして、刑事警察の再認識、この強化というふうなことがその直後に打ち出されておりますし、警察研究所におきましても、誘拐罪の実態を究明し、警察官にこれを徹底させる。また捜査方法、犯人検挙の方法等につきましても、実証的な研究並びにその指導方針といったようなものを打ち立てるべく努力をしておるといふことを私どもも聞いておるわけでございまして。仰せのように、犯罪の発生次第でできるだけすみやかに犯人を検挙する、これが警察としてはまずまずすべきことであると存じます。これを受けて立ちます検察庁といたしましては、証拠的確な収集をいたしまして、すみやかに処分をきめ、適正な刑の実現を裁判所を通じてはかつていく、これが検察官の任務でござい

す。あの事件を契機といたしまして、警察におきましては、いま申したような諸方策がとられておるのでございまして、検察庁におきましては、この種の事件の実態調査並びに科刑に對する法定刑の引き上げ、犯罪の新設等につきまして、熱心にわれわれにも要望をいたしておるのでございまして、検察ともどもこの種の事件につきまして熱意と意欲を燃やしておるのが現状でございまして。

○竹谷委員 何かこの種犯罪検挙のために、検察庁あるいは警察庁で新しい設備、施設を考へられたかどうか、そういうのをやっているかどうか、そういういい案がありますかどうか、もう一回御答弁願ひたい。

○竹内(壽)政府委員 私どもも聞いておりますのは、警察庁の企てとして、これは、この種の事件に携わります刑事さん方を集めまして、捜査上の特別訓練を施したというふうな聞いておるのでございまして、そのほか、いろいろ各県の警察におきましては、さらに検察庁なども連絡をして、いろいろな手段で刑事の再教育というふうな形の施策を進めてきておると思ふのでございまして。私の聞いておりますことはその程度でございまして、もし必要がございましたらば、警察庁からさらに詳しくお聞き取りを願ひたいと思ひます。

○竹谷委員 次に、今度の改正の対象になつておりませんが、刑法第二百二十五条の「営利、猥褻又は結婚ノ目的」もない、また第二百二十六条の「国外へ移送スル目的」もない、そして人を略取、誘拐したという場合は、刑法

○竹内(壽)政府委員 現行法第三十三章の「略取及誘拐ノ罪」は、おおよそ略取、誘拐はすべてこれを罰するといふたてまえをとつておられるので、未成年者につきましては、これは目的のあるなしにかかわらず誘拐罪が成立するといふことが二百二十四条に規定してございまして。二百二十五条は、未成年者だけでなく、おとなも含むのでございまして、おとなにつきましては、営利、わいせつ、結婚の三つの目的を持ってやつた場合だけでございます。五條からははずしておる。もう一つは、国外移送というのが二百二十六条にございまして。この目的の対象の人は子供、おとなを問わないのでございまして、この四つの目的以外のおとなの誘拐罪につきましては、現行法はこれを処罰の外に置いておられて、もしそれに關連して起こってくる逮捕、監禁とか、傷害とかいふことがあれば、当該逮捕、監禁罪と傷害罪で罰すべきもの、かようにいたしておるのでござい

○竹谷委員 次に二百二十五条ノ二の今回の改正についてお尋ねいたしますが、これは他の委員から申すに御尋ねがあつたかもしれませんが、「近親」といふものの概略を御説明願ひたい。

○竹内(壽)政府委員 二百二十五条ノ二の目的罪となつておりますその目的の内容の冒頭に「近親」といふ字が使つてございまして、これは直系尊屬、直系卑屬、配偶者、兄弟姉妹など、これに準ずる血縁の近い親族、かように理解をいたしております。

○竹谷委員 いまおっしゃつた血縁と



を規定してあるのでございますから、犯人のほうにそういう交付せよという動機があれば、そういう動機でやれば一項のほうの罪になるわけでございます。それから二項は、現実に憂慮に乗じて財物を交付せよとか要求する行為と書いてございますので、一項は目的だけを規定してある、二項はその目的の行為が進行してある、段階的に行為が進行してある。その進んでおる状況の場合でございますから、一項と二項とで、犯意もかなり不確定な状態でも、そういう動機でやるとすれば一項のほうの罪になります。私が先ほど申したような説明は主として二項の説明としていたしたわけでございます。

○竹谷委員 この財物の中には権利は入らないのですか。たとえば債の免除をさせるとか、権利を放棄させるとか、あるいは不動産の譲渡登記を強要するような行為とか、あるいはこういうものは脅迫等に基づく行為だからあとで取り消せるわけですけれども、しかしながら、犯罪人の心情からいえば、債務の免除をさせれば自分あとで返さなくていい財産上の利得を得ることはできる。こういうふうな確信をして、法律をよく知らないから、そういうふうな意味で権利の取得あるいは債務の消滅を目的とするような財産上の不法の利益を得るような目的で略取、誘拐をやった場合はどうなりますか。これに該当しないことになりませんか。

○竹内(壽)政府委員 それは該当しないという考えでございます。財物というふうな目的をほっておきます関係から、いま仰せのようなその他の財産上の利益を得るとした場合の目的は、これから除外をいたしておろす。こういう立案をいたしましたのは、財産上の利益まで含めますことは範囲が広くなり過ぎてまいりまして、実際そういう問題もあると思うのでございますが、それは恐喝罪の二項恐喝でございますが、それは恐喝罪の二項恐喝で無期までも持っているのではないかと、罰しようというこの罪の本来の類型として見ますと、やはり財物そのものずばりを取ろうというところに着目をして立案するのがこの罪に最もふさわしい立案のしかたではないかというふうに、犯罪学的な類型からかように考えておるわけでありまして、実際問題としても、財産上の利益を得るといふようなものまで入れますと、この身のしる金目的の誘拐からはやや典型的に違つたものにまで広がっていくような感じがいたしますので、厳密にこの種の罪の範囲、性格というものを浮き彫りにいたしまして、その浮き彫りにびしやりと当たる場合だけが重く罰せられるというふうなことにいたしたわけでございます。

○竹谷委員 そうしますと、財物に関する以外の問題は現行法でいく、こういうことでございませぬ。次二百二十八条に関連してお尋ねしたいのですが、金を出せ、出さないで略取、誘拐をするぞとおどかす行為ですが、これは恐喝未遂みたいな形になりますか。金を出せ、いつ幾日までにおかへ金を置いておけ、もし置いておかなければお前の子供を通学途上において拉致するぞ、こういうおどかす行為、これは恐喝の未遂になりますか。それとも二百二十八条の未遂になるのかどうか。これはどう解釈されるのか、この点をお尋ねしたい。

○竹内(壽)政府委員 御承知のように未遂罪というのは犯罪に着手して遂げなかつた場合でございまして、いま仰せの設例のような場合は恐喝罪の着手はあつたと見ていい。しかしまだ金を取っておりませんので、恐喝の未遂といふことになりませぬ。二百二十八条の未遂のほうは、誘拐行為に着手しなければならぬわけでありませぬ。そして遂げなかつたという場合でなければなりません。誘拐をするぞという程度でございますが、誘拐そのものの行為に着手したとは言えないと思つたので、二百二十八条の未遂という問題は起る余地はないというふうな考えです。

○竹谷委員 そうしますと、私がいま例として申し上げたようなことは予備罪になる場合があるが、まだ略取、誘拐の着手がなされておらないから二百二十八条の未遂にはならない。そして恐喝に関する行為の着手があつたものとして恐喝罪未遂として処罰される、こういうことになりませぬ。わかりました。次上です。

○濱野委員長 刑法の一部を改正する法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 これより不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員 今度のこの不動産登記法の一部を改正する法律案の提案の趣旨の説明を拝見いたしますと、不動産登記事務の適正迅速な処理ということが目的になっておるわけでありませぬが、もちろんこの不動産登記事務の適正迅速といふことは必要なことでありませぬ、登記所を利用する一般の国民の便宜のためといふことにならぬと思つておりますが、とかくこういう法律を簡単にするといふことは、全体としてはもちろんいいと思つておりますけれども、一部の人に対しては非常に不便でありまして、これに関連してお聞きしたいのであります。今度の国会に對してしましても、登記所を廃止するという問題について、廃止するのをやめても相当地であるのであります。こういう法律につきましては、こまかいものでも国会にかかつていろいろ議論をするのでありますけれども、登記所を廃止するといふようなことは政令でやることにならぬわけですから、国会にかからぬのであります。こういうような問題も、もちろん大きな目から見ればひまな登記所を廃止するといふ必要もあるかと思つておりますが、やはりさつき申し上げたように、一部の人間には非常に不便になるという問題だらうと思つております。そういうようなことから関連いたしまして、この機会に、この登記所の改廃というふうなことに對してどういふ方針で進んでおられるかといふことをまずひとつお伺いしたい。

○天竺政府委員 いろいろ市町村の統廃合などございまして行政区域画が變つてまいります。また、登記所によりましたは非常に扱い件数の少ないところもありまして、これらを合理化していくために、登記所の改廃というふうな点を全般的に検討いたしておろすけれども、しかしまた、その地方の便益等を考えますと、なかなか数字の上だけのことでよいけません。そのよくな点につきましてよく地元と話し合ひまして、そして納得のいくところはそれをやるといふことと考へておりますが、まあその点も、もとはと申しますと登記所の要員の十分でないといふようなところにも起因をいたしておりますので、それらの整備をすることにまず重点を置いてはかかっていきたい、そして地元の不便になるようなことは極力避けて、十分納得のいき、不便がそれほどに響かないといふようなところから逐次進めていきたい、このような方針で進めておる次第でございます。

○大竹委員 それでは三十九年度では、どこどこが問題になっており、そしてやめられるといふような計画でもございませぬか。

○香川説明員 三十九年度に登記所を統合するといふような案は現在のところきまつておりませぬ。これは先ほど政務次官から御答弁がありましたように、地元との交渉によりまして納得したところからやっていくということでございます。それから、別に確定的な案は作成いたしておりませぬ。

○大竹委員 それでは次の質問であります。登記簿の台帳は四十年の三月まで一元化をやるという方針になっておると聞いておりますが、現在の進捗状況はどうですか。

○香川説明員 ただいま行なつております登記簿台帳の一元化は、昭和三十三年から始めたわけでございますが、

当初でできるだけ登記事務を簡素化する見地から、これを早く完成させたいというので、いま仰せられました五カ年計画ということも検討してみたのでありますが、しかし、この作業は事務量が非常に膨大でありまして、しかも平常事務をやるかわら実施してまいります関係から、五カ年間で全国を完成させるといことは、登記所側にも相当無理がございますし、また相当の経費を要しますので、財政当局とも交渉いたしましたので、無理のないところで十カ年計画で完成させるといふふうに変更いたしましたので、昭和三十五年から十カ年ということで発足いたしておるわけです。したがって、現在一元化を完了しておりますのは全体の四〇%、これは一登記所について二カ年計画で実施してまいっておる関係で、正確に完成しているというものは四〇%ということになるわけでございます。

○大竹委員 それでは条文について一々お尋ねしたいと思います。  
四十四条ノ二であります。いままでは保証書による登記という場合には、いづれも登記義務者に事前に通知して、虚偽の登記の発生を防止しておる。今度は所有権に関する移転の登記、あるいは合併の登記だけしか、この通知をしないということにしたわけでありまして、これであれでございませうか、登記義務者、いわゆる不動産の所有者の保護というものに万全を期せられるでございませうか、この点をお聞きしたい。

○平賀政府委員 これは昭和三十五年の改正の際に、こういう事前通知の制度を始めたのでございますが、その後

の実績に徴しますと、所有権の登記につきましては、ごくわずかではございますが、返事が返ってこないケースがございまして、登記ができないという事例があるのであります。所有権以外の権利、ことにこれは抵当権に関する登記であります。これにつきましては返事が返ってこないという例は、現在までの実績に徴しますれば絶無でございまして、それからさらに抵当権の設定の場合には、登記が済みませんと融資を受けられない関係で、抵当権の設定者のほうでも非常に登記を急ぐわけです。そういう関係で、現在でも返事は非常に早く返ってまいりますのみならず、事前通知をやりますと、どうしてもそれだけ登記が早くおくれるという関係になります。そういう関係もありません。現在までの実績から言いますと、事前通知をする必要が全然ないと言ってもいいような実情でございます。そういう関係で、非常に重要であります所有権の移転関係につきましては、事前通知を残しております。それ以外の権利登記、特に担保権の登記につきましては、これを廃止してもごうも所有者の権利を害するおそれがないという実情でございますので、今回のような改正にいたしました次第でございます。

○大竹委員 いま抵当権のあれには間違いがなかったからというお話であります。ところが、こういう悪いことを考えるやつもありませんし、それから地面師その他非常に悪らつたのがあるのであります。が、いままで通知しておたからそういうやつがなかったのではありません、これからそういうのが出てくる可能性

○平賀政府委員 そういっておそれは絶無とは申し上げるわけにいかぬのでございませうけれども、ただいまお話のございましたように、担保権なんかにつきましては、その例が、いままでございませぬ。なお、今回は所有権の登記だけに限りまして事前通知をいたしますが、その他の権利に関する登記につきまして、登記済証なしで保証書によって登記いたしました場合には、登記完了後登記義務者のほうに登記所からこういう登記をいたしましたという通知をする。これは省令の改正によりましていたしたいと思っております。そういうわけでありまして、もし第三者が不法に他人の不動産を担保にしまして抵当権設定の登記をするというふうなことがございませうれば、この通知が登記義務者のほうにすぐ参りますので、いち早く救済の措置が講ぜられるということになると思っております。そういう関係で所有権以外の登記につきましては、だいたいじょうぶだといふふうに私も考えておる次第でございます。

○大竹委員 それでは、さっきお尋ねいたしました。これはおそれなくは保証書でやるのでありませうが、保証書を偽造して人の土地をあれしたといういわゆる地面師のような件数は現在のどのくらいありますか。

○平賀政府委員 保証書の偽造という事件は私も、いままで承知いたしております。地面師がよく使います手は、登記済証、いわゆる権利書を偽造

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい

○大竹委員 それでは、債権者、債務者間は、当事者でございまして、何も登記がなくてもよく事情はわかっております。問題

するでございます。登記済証を偽造いたしました。それが犯罪になり、それで起訴されたという事件が若干あるようでございます。これは刑事局のほうで調べました統計がございまして、昭和三十五年に起訴されたものが四十四件でございます。三十六年が二十六件、三十七年が六十七件、それから三十八年が一月一日から十二月一日までの十一カ月分でございますが、六十五件でございます。罪名は詐欺とかあるいは文書偽造などというふうになっておるようでございます。

○大竹委員 それでこの保証書でありまして、保証書については現行法の百五十八条で処罰することになっておるのでありますけれども、どうもいろいろ実情を聞いてみますと、これが非常にルーズになっているというふうな聞くわけでありまして、一体現行法の百五十八条で処罰したというふうな案件はありますか。

○平賀政府委員 この百五十八条違反の事件が起訴になったというケースは私もまだ聞いておりません。この保証書がルーズではないかということでございます。昭和三十五年の改正以前におきましては、一部の司法書士のところでおきまして、この保証書といふものがつくられておった。ことにその保証人になっておる人が登記義務者と全然面識がないというケースもあつたようでございます。昭和三十五年の改正でこういう罰則もつくりまして、その後は司法書士のほうも、保証人に保証書をつくってもらうにつきましては、非常に慎重になっておるようでございます。以前のようなことはない

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい

○大竹委員 それでは、債権者、債務者間は、当事者でございまして、何も登記がなくてもよく事情はわかっております。問題

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい

○大竹委員 それでは、債権者、債務者間は、当事者でございまして、何も登記がなくてもよく事情はわかっております。問題

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい

○大竹委員 それでは、債権者、債務者間は、当事者でございまして、何も登記がなくてもよく事情はわかっております。問題

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい

○大竹委員 それでは、債権者、債務者間は、当事者でございまして、何も登記がなくてもよく事情はわかっております。問題

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい

○大竹委員 それでは、債権者、債務者間は、当事者でございまして、何も登記がなくてもよく事情はわかっております。問題

○大竹委員 次は百十六条と百十七条の登記については、現在までは元本及び利息に関する弁済期の登記を必要としたのでありますけれども、今度は百十六条、百十七条においてこれを削っておるのであります。この点についてこの前も若干御説明を聞いたように、おそれませんが、これは債権者の権利を害するということにならないかどうか、その点についていま一度御説明いただきたいと思います。

○平賀政府委員 元本並びに利息の弁済期の登記をやめましたのは、前にも申し上げましたように、登記手続の面におきましては、登記事項が非常に多くなりまして、煩瑣をきわめておるのでございます。実際に徴しますと、元本につきましてはほとんど全部分割弁済の定めがございまして、もう登記用紙のページあるいは二ページにわたるといふ非常に長い記載になるわけでございます。それから利息につきましても、ほぼ同様でございます。非常に登記事項が長くなるのでございまして、しかも、期限の利益の喪失特約がほとんど全部にわたってついております。せっかく詳細にしておりますが、その定めどおりに動いていない。せっかく登記しても、それが信用できないという実情なのでござい





たしますと、申請者のほうとすれば、共同担保のときはいつでも目録を出さなければならぬということになって、申請者のほうとしては非常に手数がかかるかと思いますが、めんどうになるかと思うのでありますが、その点についてどう考えられますか。

○平賀政府委員 たいま仰せのように、現行の場合に比べて、改正後におきましては、申請人のほうが常に共同担保の場合には目録をつけて申請しなければならぬというので、担保目録を作成しなくてはならぬ機会が多くなるわけですが、ただこれは、登記の申請をいたします場合に、申請人としては、その申請書面に共同担保の關係にある不動産を全部表示しなければならぬということになっておるわけですが、共同担保がつかますと、個々の不動産を表示します場合に、共同担保目録記載のとおりということで引用をいたす、そういうふうな引用をすることができるようになっていた。これは省令のほうでそういう手当てをいたしたいと思っておるわけですが、申請人の負担も現在とあまり変わらないということになるわけですが、それよりもむしろ、すべての場合に共同担保目録を出すということによって、登記が非常に明確になりまして見やすくなるという点の実益が非常に大きいわけでありまして、申請人の負担もそれによってさうふえるわけではございませんし、全体として非常に合理的になるという關係であります。

○大竹委員 それでは次に八十五条二項または八十七条一項のことについて

お聞きいたしたいのでございますが、この場合には、登記官吏が登記をするときには、合併前の土地の所有権の登記は転写しないということになっているのでありますが、合併前の土地所有権の登記が問題になりまして、それが無効とかなんだとかということになったときには、私は非常にめんどうなところが起こるのではないかと思うのでありますが、その点の手續は一体どうなるのでありますか。

○平賀政府委員 たいま仰せの場合にはどうなるかと申しますと、数筆の土地を合併します、その合併前のある一筆の土地の所有権の取得が無効であった、その登記を抹消しなくちゃならぬという場合には、まずその部分につきまして分割の登記をいたします。さらに合併しましたその分だけ分割をいたします。その分割の登記をいたしますと、合併の登記の際にいたした所有権に関する登記事項がそこに引き写されてくるわけですが、合筆によって所有権が移転したという記載が引き写されてくることにならぬわけでありまして、その所有権に関する登記を抹消いたします。抹消いたしました前の所有権の登記が生きてくることになりまして、それをさらに登記簿に写す。それが実は無効原因があるわけですが、それが抹消されることになり、写してきてまたさらにそれを抹消いたしますと、その前の所有権に関する登記事項が、これはすでに閉鎖いたしました合併前の登記用紙からそれを写してきて、それが生きてまいりまして、こちらに登記されるので、その無効な所有権の登記がなされる前の、

たとえば前権利者が先ほどお話をいたしましたような地面師なんかで、かつてに処分された、その地面師がやった登記というものが抹消になりまして、その以前の正当な権利者が所有者とされておるその登記が、閉鎖された登記以前に移されて、それによってその土地に関する登記が正当な姿に戻る。かなり複雑でございますが、そういう手順で正しい登記が回復されるということになるわけでございます。

○大竹委員 九十条の三項であります、土地が河川敷になった場合には五十一條の三項の代位登記、それから六十五條の土地権利義務者への通知という規定を削っているの、でございますが、これは私、やはりあったほうがいいのじゃないだろうかと思っております。

○平賀政府委員 九十條の規定は、たいま仰せのように、これは土地の一部が河川の敷地になりました場合の分筆の登記の手續に関する規定でございます。土地の一部が河川敷になりました場合には、まず分筆の登記をする必要がございます。この分筆の登記と申しますのは、これは権利に関する登記と不動産の表示に関する登記と分けておるのでございますが、その關係から言いますと、分筆の登記でございますので、不動産の表示に関する登記なのでございます。現行の九十條の三項で準用しておりますところの五十一條の三項と六十五條の規定は、いずれもそれは権利に関する登記の規定なのでございます。したがって、これは不動産の表示に関する登記でございますので、分筆のときにこれを準用するのは間違いでございます、そういう關係でこれを削除いたしましたのでござい

ます。本来から申しますと、昭和三十五年の改正の際に、権利に関する登記と不動産の表示に関する登記を分けました際に、これを整理しておかなければなりませんでしたが、これを整理漏れになつておりました關係で、これを今整理いたしたいと存じます。

○大竹委員 それから百一條の二項と百四條の二項であります、不動産の表示の登記のない不動産について、所有権の登記または仮処分の登記の申請によって図面をつけるという規定があるのでありますが、これはなぜ必要なのですか。

○平賀政府委員 これは全然表示の登記もない、全く登記簿に載っていない不動産に関する登記の申請あるいは囑託でございます關係で、一体どういふ不動産かということを明確にいたしたために、どうしても土地の所在図とか建物の図面などを添付することが必要であるわけでございます。これは一般の場合に、たとえば建物を新築いたしました、新たに表示の登記を一般の私人が申請することと同じでございます、その關係が一般の場合と変わらぬので、こういう土地の所在図と建物の図面というものを添付いたしまして、不動産の実態を明らかにするということでございます。

○大竹委員 最後にいまいっただけお聞きしたいのは、メートル法の実施に伴う登記簿の書きかえ、これは一見見通しというものはどうなんでしょうか。

○平賀政府委員 メートル法につきましては計量法及び計量法施行法という法律がございまして、この計量法施行法によりまして、昭和四十一年四月一日以降、再来年の四月一日以降はメートル法が土地、建物につきましても全面的に実施されるということになっております。ただ法律のたてまえておきましては、それまでで現在登記されております登記簿上に、従来の尺貫法を使って面積なんかを表示してありますものを直ちに改める必要はないということになっております。ただ、たてまえておきまして、四十一年の四月一日以降土地、建物についてもメートル法が完全実施ということになりますと、登記簿にそういう尺貫法が残っておるのはどうも好ましくないというので、従来の方針をいたしまして、四十一年四月一日以降は、すでに登記されておるものもメートル法に書きかえらるということになっておるわけでありまして、ところが、他面現在作業を續けております登記簿と台帳の一元化作業が昭和四十六年の三月まで実はいはかるわけでございます。もし書きかえをいたしたとしても、どうしても台帳と登記簿の一元化が済みません昭和四十六年の四月一日以降でない書きかえが非常に手数がかることになりまして、従来の方針を改める必要があると思っておる次第でございます。昭和四十年におきまして、その点の予算上その他の手当てを考慮してみたいと思っております。現在の見通しをいたしましては、四十一年四月一日からメートル法に書きかえる方針でございますけれども、これは四十六年四月一日以降に延ばさざるを得ないのではないかと、いふふうに考えております。

○大竹委員 そうすると、一元化作業が五年おくれたからメートル法のほうも五年おくれるというふうに解釈して

よろしゅうございますか。

○平賀政府委員 結論から申しますと  
そういうことでございますが、当初一元化の作業を五年と、五年たつたものでございますから、五年たつたらメートル法の書きかえをやるうとうことだったのでございます。ところが、十年計画ということに最終的にきまりましたものでございますから、メートル法もそのように既存の土地、建物の登記の表示を書きかえるということにいたしましたと考えております。

○三田村委員 関連して、三十五年の法改正のときもだいぶいろいろ議論をしたのですが、これが参議院を通じてきておりますから、衆議院を上げれば四月一日施行ということになるのです。

そこで一、二点伺っておきたいのですが、あのときだぶん議論いたしました登記所の統廃合はどのくらい進んでおりますか。

○平賀政府委員 登記所の統廃合は昭和三十三年ごろから始めたのでございますが、こし一月一日現在で全国で二百三十五庁統廃合が実施済みになつております。

○三田村委員 政務次官にもぜひお聞き願いたいのですが、法務省関係の仕事で国民に直接関係のあるのは登記事務なんです。同時に国民の権利を設定し、またその権利を保護するという非常に重要な仕事で登記事務なんです。不動産登記法のたてまえからこれを新しくすることもさることながら、私は一番必要なのは登記事務の円滑化と、それからほんとうに国民の便利、利益に關しての業務だと思つて、この前もやかましく言つたんですが、法

務省の御意見を伺つておると、人員が足りないからとよく言われます。人手不足だからとよく言われますが、これは私は見当違いだと思つて、人手が足りないのは人手をふやせばいいのです。御承知のとおり道路にしろ、あるいは工場の建設にしろ、土地の利用度が非常に高まつてまいりまして、寸断また寸断されつづつあります。そういうときに登記事務というものはますます繁雑になつてくる。しかもこれは重要な権利の設定なのです。人手が足りないから、少し人員が少くないところは登記所をやめて統合するというのは、私は反対です。交通機関が便利になつたから少しぐらゐ遠くなつても来ればいいじゃないか、この思想も間違いだと思つて。幾ら山の中でも、一日に三件か五件しかない登記所でも、置いてあることが、政府のなまなければならぬ一つの方向であつて、人員が足りないから、予算がないから登記事務所を減らしていくというものは、私は根本から間違いだと思つて。そういうことでなしに、これは必要な国民の権利の設定であり、その権利の保護ですから、登記所で確認されなければ国民の権利になりませんよ。その重要な登記事務ですから、人手が足りなかつたら堂々と予算をおとりになつてよろしい、人員をふやすことが必要だと思つて。この点はこの前も私、やかましく言つたんですが、なぜやかましく言つたかといふと、登記事務所が統廃合されるといふので、われわれのところは陳情團が殺到してきまして、ところによつては局長御存じのとおりたいへんな紛争を起こした地域もあるのです。そんなことをやらなくたつて、少し人員をふ

やして登記所を廃止するのでなくてふやすべきだと思つて。私は根本思想が違ふかもわからませんが、とにかく不動産の登記によつて権利が設定され保護されていくのです。しかも今日、道路一本つたつて自分の所有の土地がばらばらに切られてしまふ、ますますこれが盛んになる。こういうときに、私は登記事務の簡素化、能率化も必要ですが、同時に国民の便利のために登記所というものを考えなければいけないと思つて。この点についての、事務的な御判断もそうですが、ひとつ政務次官、しっかりと考へていただきたいと思つて。登記所なんて廃止するものではないですよ、統合するものではないですよ、登記所をつくるべきだと思つて。幾ら山間僻地だつて学校はちゃんとする。必要だからあつたのです。登記所も必要だから置いてあつたのです。しかも、いままでの登記所というものは、地元の人があるいは町役場であるいは村で町で、建物から敷地から提供してつくつてきたのです。それを人員が足りないから、予算が足りないから減らすということ、私は、私はどうも合点がいかない。政務次官、ひとつ御意見を伺つておきますが、民事局長も遠慮なく予算をとつていただく、われわれも登記事務に關する限り、お手伝いをいたしますよ。そしてもっと前向きに、いまの非常に進歩的な法律ができたと言われましても、幾ら進歩的な法律をつくつても、国民の感覚にびつたりきませんよ、だれも利用しませんよ。そこに政治があるのです。ほんとうの親切な行政があると私は思つて。この点ひとつ十分お考へ願ひたいと思つて。ひとつ局長と政務

次官から御答弁を伺つておきたい。○天笠政府委員 三田村先生のいまの登記所に対する御意見まことにごもつともであります。私もそのように考へます。ことに人員の不足というよなことで国民の利益がそこなわれることだとは、決してあるべからざる点でも努力をしていきたいと思つてお考へております。

○田村(良)委員 関連して、三田村先生の御意見なり御質問で大体意見を尽くしておりましたが、ちょっといまの大竹委員に対する御答弁で、三十九年度の統廃合の計画はどのようになつていかかという御質問に對して、ない、話し合ひがついたところからやりたい、こういうことでもありますが、高知県でもまた青森県でも、私が耳にいたしておりますのも、やはり現実に問題が起つておるのです。そうすると、いまの御答弁で具体的な計画がないと法務省がおつしやつておるなら、かつてに出先がつぶすならつぶせということをやつておるのか。どうも私の考へでは、おそらく法務省としては統廃合の基準をきめて、この箇所は該当するからつぶせということをやつておられるのではないかと思つて。いま三田村先生のお話のように、山坂何里も歩いて出てくる山間の僻地、これも国民には違ひない。役人が仕事をすることに便利のいいところに来いということ、は、われわれ第一線の住民の立場から言いますと、いま三田村先生のような御意見ではないかと思つて。したが高知県、青森県あるいは各地でもずいぶんそういう箇所が出ておりますが、

やつておるとすれば、たいへんなことだと思つて。やはり私は、本省の指令によつて出先の統廃合が行なわれるのではないかと思つて。そうすると、この機会に現実に立つてお伺ひしておきたいことは、どういふ基準で統廃合をされようとしておるかということでありまして、御参考までに申し上げますと、たとえば地方建設局とか通産局あるいは農政局、あるいは工業試験所——大阪にある工業試験所を四国に持つていくとかいろいろなことをやつておるが、これは理屈はやはり国民へのサービスだと言つて。片一方では権利の得喪にたいへん重大な関係のある法務局、登記所なんかは統廃合する。私は行政のあり方と言つても、国民に對して十分の便宜、交通ないし経済的な便益を考へてサービスするということは、行政の一番中心でなければならぬから、やはり官僚独自の考へ方で、こちらに來いというやうな形でやるのはどうかと思つて。したがつて、ほんとうに三十九年度統廃合の計画を立てておられないのか、もしそうだとすると、高知県、青森県でやつておることは、出先がつかつておるといふことになる。こういうことは直ちに指示してやめていただきたいと思つて、その真相を伺つておきたい。

○平賀政府委員 統廃合の実施計画、具体的に三十九年度ではどこをこゝをこゝやるといふふうに計画を立てておるわけではございません。ただ、一般的な基準をいたしまして、ただいま仰せのやうな地元の事情を十分考慮した上で、地元によくお話しして納得がいけばということでありまして、具体的に





決議でもやろうかと思つてゐるので  
す。おっしゃる通りに登記所の近代  
化、合理化ということは必要です。必  
要なら必要の措置をやらねばいので、  
さっき御意見の中に、一町村内に数カ  
所、こういう話がありました。これは  
御承知のとおり昔は一つの町なら町、  
村なら村に置いた。町村の統廃合をや  
りましたから、同じ町村の中に登記所  
が二つも三つもあることはあり得る。  
町村という行政区画を単位にして登記  
所をまたそれに歩調を合わせていくと  
いう考え方は必ずしも妥当じゃない。  
だから、あくまでも国民の便利のため  
に登記所というものを置くのだという  
考えに切りかえてもらいたい。私は、  
法務省のやることをじつと見ておっ  
て、ある時期がきたら、ひとつ登記所  
増設の決議でもやろうと思つてゐるの  
ですが、そういうことにならないよう  
に考えていただきたい。法務省の事務  
当局で考えになつてゐることは筋が  
通つてゐると思つてゐます。けれども実際  
現場に行きますと、法務省がこういう  
方針だからというので無理をする。現  
場は数を減らさなければいけないのだ  
という頭で一ぱいなんです。私はよく  
知つてゐるのです。おれのところは  
やつたら承知せぬぞというところには  
手をつけませんが、そうでないところ  
はほとんど統廃合をされるのではない  
かという気がする。私のところでも一  
べん手をつけましたが、私がかんが  
言つたらやめましたよ。しかし、言わ  
ないところがやられてしまつたら、あ  
とみじめで困るのです。だからそうい  
うことのないように気をつけていた  
きたい。近代化とか合理化とかいうの  
はいまはやりことですが、これはあ

くまでも国民に対するサービス、法務  
行政の面における国民に直結した一番  
大事な機関だということを中心の中に置  
いていただいて、無理されないように  
ぜひともひとつお願いいたします。こ  
れだけ申し上げておきます。

○濱野委員長 本日の議事はこの程度  
といたします。

次会は来たる二十四日午前十時より  
開会することとし、本日はこれにて散  
会いたします。

午後零時二十分散会